

## あつぎ文化芸術特別大使設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、厚木市大使等設置規程(平成21年4月1日施行)に基づき、あつぎ文化芸術特別大使(以下「文化芸術特別大使」という)を設置することにより、本市の文化芸術の振興及び育成等を積極的に推進し、本市の文化芸術等を広く市内外に紹介するとともに、文化芸術を通して、元気のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (職務)

第2条 文化芸術特別大使は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本市の文化芸術活動等を広く紹介及び宣伝すること。
- (2) さまざまな文化芸術情報の提供に関すること。
- (3) 市の要請によるイベント等への出席に関すること。
- (4) その他文化芸術特別大使として必要な活動に関すること。

### (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、文化芸術特別大使と協議するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。